

薬局開設許可更新申請書

許可番号及び年月日		第 号 年 月 日	
薬局の名称			
薬局の所在地		電話 ー	
変更内容	事項	変更前	変更後
申請者（責任を有する役員を含む。） （法人にあっては、薬事に関する業務に 関する業務に	(1)	法第75条第1項の規定により許可を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者	
	(2)	法第75条の2第1項の規定により登録を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者	
	(3)	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた後、3年を経過していない者	
	(4)	法、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法その他薬事に関する法令で政令で定めるもの又はこれに基づく処分に違反し、その違反行為があつた日から2年を経過していない者	
	(5)	麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者	
	(6)	精神の機能の障害により薬局開設者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者	
	(7)	薬局開設者の業務を適切に行うことができる知識及び経験を有すると認められない者	
備考	開設者（法人の場合は代表者）は、[薬剤師 ・ 非薬剤師] 相談時・緊急時の連絡先 []		

上記により、薬局開設の許可の更新を申請します。

年 月 日

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

豊田市保健所長 様

(記入上の注意)

- 1 用紙の大きさは、A4 とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではっきりと書くこと。
- 3 許可年月日は、許可証に記載されている**有効期間の開始年月日**を記入すること。
- 4 第16条第1項各号に掲げる事項のうち、変更のあった日から30日以内にこの更新申請書を提出する場合は、当該変更のあった事項について記載すること。また、薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者に変更があった場合のうち、新たに当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者となった者がいる場合には、その者の薬剤師名簿登録番号及び登録年月日又は販売従事登録番号及び登録年月日を変更後欄に付記すること。
- 5 第16条の2第1項各号に掲げる事項についてこの更新申請書を提出する際に変更の予定がある場合は、当該変更の予定がある事項について、変更内容欄に記載すること。
- 6 薬局開設者及び管理者以外の当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者の住所に変更があった場合には、変更内容欄の変更事項の箇所に当該薬剤師又は登録販売者の氏名を記載の上、前回の届出時に記載した当該薬剤師又は登録販売者の住所を同欄の変更前の箇所に、この更新申請書を提出する時の当該薬剤師又は登録販売者の住所を同欄の変更後の箇所に記載すること。
- 7 申請者の欠格条項の(1)欄から(7)欄までには、当該事実がないときは「なし」と記載し、あるときは、(1)欄及び(2)欄にあつてはその理由及び年月日を、(3)欄にあつてはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった場合はその年月日を、(4)欄にあつてはその違反の事実及び違反した年月日を記載すること。また、(6)欄に該当するおそれがある者については、同欄に「別紙のとおり」と記載し、当該申請者に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書を添付すること。
- 8 住居表示に関する法律等により、市町村名、番地等に変更のあったときは、備考欄にその新旧を朱書すること。
- 9 開設者（法人にあつては代表者）が薬剤師である場合は、備考欄中の「薬剤師」に○を付し、薬剤師でない場合には、「非薬剤師」に○を付すること。
- 9 **許可証**を添付すること。
- 10 **有効期間の満了1ヶ月前まで**に申請すること。